

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

ページ 一

告示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正

(同)

二

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示の一部改正

(同)

三

訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部改正

(同)

三

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十号

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則（昭和四十六年岐阜県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表産業労働部産業政策課の部中「産業労働部産業政策課」を「産業労働観光部産業政策課」に改め、同表林政部森林整備課の部中

を	を
「 三年 林業改良の普及業務に従事する職員を除く。 一年 林業改良の普及業務に従事する職員に限る。」	「 三年 に改め、同 防寒服

表農業技術センター、中山間農業研究所、生物工学研究所の部38の項中

防寒服

一着	三年	農業技術センター作物部及び花き部並びに中山間農業研究所の職員に限る。
----	----	------------------------------------

防寒

<p>服</p> <p>長ぐつ</p> <p>一着</p> <p>一足</p> <p>二年</p> <p>三年</p> <p>中山間農業研究所の職員に限る。</p> <p>農業技術センター作物部、花き部及び野菜・果樹部の職員に限る。</p>	<p>め、同部39の項中</p> <p>防寒服</p> <p>一着</p> <p>三年</p>	<p>を</p> <p>防寒服</p> <p>一着</p> <p>三年</p> <p>中山間農業研究所の</p> <p>防寒長ぐつ</p> <p>一足</p> <p>二年</p> <p>中山間農業研究所の</p>	<p>職員を除く。</p> <p>職員に限る。</p> <p>に改め、同表農林事務所の部76の項中</p> <p>長ぐつ</p> <p>安全ぐつ</p>	<p>一足</p> <p>二年</p> <p>担当(と)に長ぐつ又は安全ぐつのいずれか(畜産に関する業務を担当する職員にあつては長ぐつ)とする。</p> <p>を</p> <p>長ぐつ</p> <p>安全ぐつ</p>	<p>一足</p> <p>二年</p> <p>畜産に関する業務を担当する職員に限る。</p> <p>担当(と) (畜産に関する業務を担当する職員を除く。) に長ぐつ又は安全ぐつのいずれかとする。</p> <p>に改め、同表農</p>
--	---	--	--	--	--

業大学の部の次に次のように加える。

国際園芸アカデミー		農業教育訓練業務に従事する職員	
83	農業技術	82	農業教育訓練業務に従事する職員
防除衣	帽子	長ぐつ	作業服(上・下)
一着	一個	一足	夏・冬各一着
二年	三年	一年	一年

別表家畜保健衛生所の部中「82」を「84」に改め、同表森林文化アカデミーの部中「83」を「85」に改め、同表土木事務所の部中「84」を「86」に、「85」を「87」に改め、同表東海環状自動車道事務所の部中「86」を「88」に改め、同表犀川管理事務所の部中「87」を「89」に改め、同表阿多岐ダム管理事務所の部中「88」を「90」に改め、同表長良川上流河川開発工事事務所、宮川上流河川開発工事事務所の部中「89」を「91」に改め、同表岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の部中「90」を「92」に改め、同表流域浄水事務所の部中「91」を「93」に、「92」を「94」に改め、同表建築事務所の部中「93」を「95」に改める。

別記第一号様式中「繰改」を「繰改」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第二百六十六号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定める額に関する告示(平成四年岐阜県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成二十年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る

年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二 十 歳 未 満	四、四一四円	一三、五一円
二 十 歳 以 上 二 十 五 歳 未 満	四、九六七円	一三、五一円
二 十 五 歳 以 上 三 十 歳 未 満	五、八二七円	一三、七二二円
三 十 歳 以 上 三 十 五 歳 未 満	六、五〇〇円	一六、三九二円
三 十 五 歳 以 上 四 十 歳 未 満	七、〇〇六円	二、〇七二円
四 十 歳 以 上 四 十 五 歳 未 満	七、二七三円	二一、六四六円
四 十 五 歳 以 上 五 十 歳 未 満	七、〇三五円	二四、一五七円
五 十 歳 以 上 五 十 五 歳 未 満	六、五六九円	二四、三八〇円
五 十 五 歳 以 上 六 十 歳 未 満	五、九一二円	二一、八九二円
六 十 歳 以 上 六 十 五 歳 未 満	四、五五〇円	二一、一一〇円
六 十 五 歳 以 上 七 十 歳 未 満	四、〇九〇円	一四、三三三円
七 十 歳 以 上	四、〇九〇円	一三、五一円

岐阜県告示第二百六十七号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示（平成八年岐阜県告示第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成二十年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表常時介護を要する状態の項中「十万四千五百九十円」を「十万四千九百六十円」に、「五万六千七百十円」を「五万六千九百三十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千三百円」を「五万二千四百八十円」に、「二万八千三百六十円」を「二万八千四百七十円」に改める。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十四号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように改める。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程（昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「七名」を「十一名」に、「三名」を「五名」に改める。

別表第三定期健康診断の部一般定期健康診断の項備考の欄第二号中「LDLコレステロール」を「血清総コレステロール」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年四月一日印刷
平成二十年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜県尾文芸社